（案）

令和８年度マイクロソフト製品ライセンス取得契約書

静岡県（以下「甲」という。）と＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（以下「乙」という。）との間に、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第１条　甲は、乙から次に掲げるところにより、マイクロソフト製品ライセンス（以下「ライセンス」という。）を取得する。

(1) 取得するライセンスの種類、数量等　別添仕様書のとおり

(2) 契約代金　　円（うち消費税及び地方消費税の額　　円）

(3) 契約保証金　免除

２　前項の消費税額は、消費税法(昭和63年法律第108号)第28条第1項及び第29条並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、契約代金に110分の10を乗じて得た額とする。

（取得完了の通知）

第２条　乙は、ライセンス取得手続きを完了したときは、直ちにその旨を甲に通知するとともに、ライセンス取得を証した書類（以下「ライセンス証書等」という。）を次に掲げる期限内に納入しなければならない。

(1) 納入期限　令和９年１月29日（金）

(2) 納入場所　静岡市葵区追手町９番６号静岡県庁西館３階　静岡県健康福祉部医療局疾病対策課

（納入期限の延長）

第３条　乙は、天災その他自己の責めに帰することができない理由によりライセンス証書等を前条第１号に示す期限までに納入することができないときは、その理由を明らかにした書面をもって、納入期限延長の申出をすることができる。

２　前項の申出は、納入期限内にしなければならない。

（契約代金の支払時期）

第４条　ライセンス証書等が納入された後、甲は、その契約代金を甲が乙から適法な支払請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

２　甲は、その責めに帰すべき理由により、前項の期間内にライセンスの代金を支払わないときは、その支払期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、当該未払額につき、本契約の締結日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）の規定に定める率を乗じて得た額の遅延利息を乙に支払うものとする。

（履行遅滞に対する違約金）

第５条　乙は、乙の責めに帰する理由により、納入期限内にライセンス証書等を納入しない場合は、甲に対して違約金を支払うものとする。

２　前項の違約金の額は、納入期限の翌日から納入の日までの日数に応じ、当該遅滞に係るライセンスの契約代金に対し、１日につき1,000分の１を乗じて得た額とする。

３　前項の違約金の債務は、甲に支払金の債務があるときは、これを相殺するものとする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第６条　乙は、この契約から生じる権利義務を第三者に譲渡し、又は担保に供することができない。ただし、書面により甲の承認を受けた場合は、この限りでない。

（契約の解除）

第７条　甲又は乙は、天災その他その責めに帰さない理由により、この契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により、その相手方に申し出なければならない。

２　甲は、次のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙が委託期間内に委託業務を履行しないとき、又は履行の見込みがないと甲が認めるとき。

(2) 甲がこの契約について不正の事実を発見したとき。

(3) 乙が故意又は重大な過失により甲に損害を与えたとき。

(4) 乙が法令等又は契約に違反したとき。

(5) 乙が次のアからキに該当したとき。

ア　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。以下「法」という。）第２条第２号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ　個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ　法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ　自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ　暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ　暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ　相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

３　甲又は乙は、正当な理由により30日の予告期間を持ってこの契約の解除をその相手方に申し出たときは、この契約を解除することができる。

（費用の負担）

第８条　この契約の締結に要する費用及びライセンス取得手続きに要する費用は、乙の負担とする。

（合意管轄）

第９条　この契約に関する訴訟については、静岡地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意する。

（定めのない事項の処理）

第10条　この契約に定めるもののほか、必要な事項については、甲、乙協議の上、決定するものとする。

上記の契約の成立を証するため、この契約書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その１通を所持する。

令和　　年　　月　　日

（甲）静岡市葵区追手町９番６号
静岡県知事　　鈴　木　康　友

（乙）